

=====

CHINA IP Newsletter JETRO 北京事務所知的財産権部 知財ニュース
2026/1/26号 (No. 677)

=====

○ 法律・法規等

1. 国家市場監督管理総局、「行政処罰における違法所得認定規則」を公表(国家市場監督管理総局公式サイト 2026年1月19日)

○ 中央政府の動き

1. 国家知識産権局、特許活用の優良事例を公表 社会実装促進へ(国家知識産権網 2026年1月21日)
2. 工業情報化部、優良中小企業育成制度を改定 2026年4月から施行へ(中国政府網 2026年1月17日)
3. 国家知識産権局、産業クラスター・地域ブランドの商標登録ガイドラインを公表(国家知識産権網 2026年1月8日)

○ 地方政府の動き

【華北地域】

1. 北京、知的財産公共サービスの地方標準を制定 2026年4月施行へ(国家知識産権網 2026年1月15日)
2. 北京、AI イノベーション拠点を初認定 産学融合と産業集積を加速(中国知識産権资讯网 2026年1月21日)

【華東地域】

3. 特許取得がわずか 85日に短縮 江蘇省が広域調整システムを運用開始(中国保護知識産権網 2026年1月20日)
4. 安徽省、海外知財紛争対応に関する初の省級地方標準を策定(中国知識産権资讯网 2026年1月16日)

【華南地域】

5. 広東省、データ知的財産権の価値評価ガイドラインを試行導入(中国保護知識産権網 2026年1月20日)

【その他地域】

6. 西安市、知財担保融資ニーズを募集 企業成長を資金面から支援(中国保護知識産権網 2026年1月19日)
7. 重慶市、知財ビジネス環境の最適化へ試行方案を公表 市場化と国際化を推進(国家知識産権網 2026年1月14日)

○ 司法関連の動き

1. 全国検察機関、昨年1～11月の知財侵害犯罪で1万7000人を起訴(中国保護知識産権網 2026年1月20日)
2. 全国高級法院院長会議が北京で開催 不正競争・知財侵害の司法対応を強化(中国法院網 2026年1月20日)
3. 中国法院、2025年の知財民事一審が47万件超 (中国法院網 2026年1月19日)

○ ニセモノ、権利侵害問題

【その他地域】

1. 遼寧省公安当局、知財侵害犯罪への取締りを強化 全プロセス型対策体制を構築(中国保護知識産権網 2026年1月20日)
2. 鄭州税関、知財保護を強化 侵害品5万件超を阻止(中国保護知識産権網 2026年1月19日)

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

1. 中国企業、5G必須特許の世界シェア42%に到達 6G開発は第二段階へ移行(中国政府網 2026年1月21日)
2. 成都「科創生態島」、先端技術の実証拠点に 未来産業50社超が集結(中国知識産権資訊網 2026年1月19日)
3. 寧波、知財ポートフォリオの証券化に成功 11社の87件を担保に(国家知識産権戦略網 2026年1月15日)

○ 統計関連

1. 広西、登録商標60万件を突破 ブランド力が飛躍的向上(中国保護知識産権網 2026年1月19日)

● ニュース本文

※注意：以下の記事リンクは、中国国外からアクセスできないサイトも含まれます。

○ 法律・法規等

★★★1. 国家市場監督管理総局、「行政処罰における違法所得認定規則」を発表★★★

中国国家市場監督管理総局(SAMR)は16日、行政処罰事件における違法所得の認定を規範化し、執行基準の統一を図るため、「市場監督管理行政処罰事件違法所得認定弁法」を公表した。3月20日より正式に施行される。

同弁法は厳格、規範的、公正な法執行の推進を目的としており、全17条から成る。市場監督管理分野における違法所得認定の基本原則、計算ルール、および判断が困難な事案への対応指針を明確に

定める。これにより、現場の法執行業務において、より明確で統一的な判断基準が提供される見込みだ。

内容面では、「不法な利益の取得を認めない」という理念と、「処罰と違法性の均衡」を重視する原則に基づき、行政処罰法の厳格な運用を確保しつつ、当事者の正当な権利・利益にも配慮した制度設計としている。違法所得については、違法行為によって取得した金銭と定義しつつ、生産・経営活動に直接要した合法かつ必要な支出については、一定の条件下で控除を認めることを明示した。また、控除対象となる支出の範囲や立証責任についても具体的に規定し、実務における指針性と操作性を高めた。

同弁法の施行により、市場監督管理分野において統一され、科学的で規範的な違法所得認定メカニズムが構築されると期待される。公平な競争秩序の維持、ビジネス環境の継続的な改善、さらには全国統一市場の構築を一層深化させる上で、重要な制度的意義を持つと位置付けられる。

(出典：国家市場監管総局公式サイト 2026年1月19日)

https://www.samr.gov.cn/xw/mtjj/art/2026/art_df23cb378c3444269f49f8b02a83fcf7.html

○ 中央政府の動き

★★★1. 国家知識産権局、特許活用の優良事例を公表 社会実装促進へ★★★

中国国家知識産権局はこのほど、「2025年第3回特許転化・活用優良事例リスト」を公表した。特許の産業化に関する優良事例20件と、政府部門による特許活用推進活動の優良事例20件が含まれている。

今回選定された事例は、各地で進められてきた特許転化・活用の有効な取り組みや代表的な経験を集約したものだ。地方政府や関係部門からの推薦を受け、専門家による審査などを経て選ばれた。いずれも特許転化・活用を推進する重点施策の実行段階で生まれた実践例で、革新性に富み、成果が明確で、他地域への応用可能性も高いと評価されている。

国家知識産権局は近年、「特許転化・活用特別行動」を本格的に展開している。その成果として、全国の特許譲渡・実施許諾登録件数は累計145万8千件に達し、特別行動の実施前と比べて48%増加した。中でも大学や研究機関による件数は105.6%増と大幅に伸び、研究成果の社会実装が加速している実態が浮き彫りとなった。

同局は、今回の優良事例の共有を通じ、各地における特許の産業化と実用化を一層促し、イノベーション成果を経済成長につなげていく考えである。

(出典：国家知識産権網 2026年1月21日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/1/21/art_55_203703.html

★★★2. 工業情報化部、優良中小企業育成制度を改定 2026年4月から施行へ★★★

中国工業・情報化部はこのほど、改正「優良中小企業段階別育成管理弁法」を公表した。これまで別枠で扱われてきた科学技術型中小企業を正式に支援対象に加え、既存のイノベーション型中小企業とともに「科技・イノベーション型中小企業」として一本化し、成長力ある中小企業政策の軸に据

えた。新制度は4月1日から施行される。

中小企業は雇用創出や民生安定、起業と技術革新の基盤として、中国経済で重要な役割を担う。第14次五カ年計画（十四五）期以降、中国が重点的に育成する「小巨人」企業の累計は1万7600社に達した。さらに、独自技術を持つ専精特新中小企業は14万社を超え、科技・イノベーション型中小企業は60万社に上る。成長段階に応じた階層的な支援体制がほぼ整った状況だ。

今回の改正では、有望な中小企業を行政側が能動的に発掘する仕組みを導入した。知的財産権の保有状況や科学技術分野での受賞実績、人材確保・育成状況などのデータを活用し、成長の潜在力を秘めた企業を継続的に見出す。また、認定基準を見直し、企業の総合的な発展状況に基づいて、研究開発投資や知的財産権などの要件を段階的に引き上げる。

工業・情報化部中小企業局の担当者は、関係省庁や地方政府と連携し、育成支援とサービス体制の充実を図る方針を示した。制度改正を通じて中小企業の競争力を強化し、持続的な成長を後押ししていく考えだ。

（出典：中国政府網 2026年1月17日）

https://www.gov.cn/lianbo/202601/content_7055070.htm

★★★3. 国家知識産権局、産業クラスター・地域ブランドの商標登録ガイドラインを公表★★★

中国国家知識産権局は、産業クラスターや地域ブランドを商標登録により保護するためのガイドラインを公表した。団体商標や証明商標の制度を活用し、独自性と競争力を持つ地域ブランドの育成を後押しする狙いである。

ガイドラインでは、産業クラスターや地域のブランドは「準公共財」であり、地域内の事業者が共通で使用する性質を持つため、地理的表示による保護に加え、団体商標による保護が適していると指摘する。登録団体が加盟事業者を管理しやすく、ブランド価値を最大限に高められる点をメリットとして挙げている。

焦点となるのは、商標として登録されるために必要な「識別力」の要件である。産業クラスターや地域ブランドには地名が含まれることが多いが、地名だけでは商標としての識別力に乏しく、商品やサービスの提供元を区別できず、登録申請が却下されるケースが少なくなかった。今回のガイドラインは、出願者の重複申請を防ぎコストを抑えるための明確な指針を示す。

具体的な運用面では、肯定例と否定例を示し、識別力を備えた商標の典型的な構成を列挙した。識別力のある文字や図形、またはその組み合わせによる商標に加え、厳格な条件を満たす場合には、「地名＋識別力のある要素」や「地名＋商品一般名称＋識別力のある図形＋出願者名」といった構成も認められるとしている。

一方で、登録が認められない例として、①「地名＋商品名」のみで識別力が乏しいもの、②商品の産地や品質について消費者に誤認を与えるおそれがある場合や、地理的表示と混同されやすい場合の二つを明示した。国家知識産権局は、同ガイドラインを通じて、地域ブランドの秩序ある保護と健全な活用を促していく考えである。

（出典：国家知識産権網 2026年1月8日）

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/1/8/art_66_203589.html

○ 地方政府の動き

【華北地域】

★★★1. 北京、知的財産公共サービスの地方標準を制定 2026年4月施行へ★★★

北京市市場監督管理局はこのほど、知的財産公共サービスに関する地方基準「知的財産公共サービス規範」(DB11/T 2052-2025)を承認・公布した。同基準は北京市知識産権局が中心となって策定したもので、2026年4月1日から施行される。

この規範は、「知的財産強国建設綱要(2021~2035年)」の具体化施策として位置付けられる。北京市内では、サービスを提供する行政機関のレベル(市・区など)や種類によって内容にばらつきがあり、業務プロセスや責任範囲が不明確で、手続きの運用や利便性にも地域差が生じていた。こうした現実的課題に対応するため、サービス基準を統一し、公共サービスを「各機関ごとの個別対応」から「標準化された連携型サービス」へと転換させることを目指す。

国が掲げる「知的財産公共サービスの標準化・規範化・利便化の推進」に応えるとともに、全国における地方知的財産公共サービス基準の策定に向けた「北京モデル」を示し、知的財産の総合的管理体制の整備に貢献することが期待されている。

北京市知識産権局は今後、公共サービスに関する地方基準の周知・実施を着実に推進すると表明した。各種公共サービス資源の総合的調整と連携を強化し、「内容の充実」と「効率性の向上」を重視しながら、各レベル・各タイプの公共サービス機関が役割分担を明確にし、相互補完・協調の体制構築を目指す方針である。

(出典：国家知識産権網 2026年1月15日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/1/15/art_57_203661.html

★★★2. 北京、AIイノベーション拠点を初認定 産学融合と産業集積を加速★★★

北京市でこのほど、「2026年北京人工知能イノベーション高地建設推進会」が開かれ、市内で初となる人工知能(AI)イノベーション拠点4カ所が正式に発表された。対象は海淀区、朝陽区、石景山区、北京経済技術開発区の4つの重点エリアで、北京がAI産業の中核都市としての地位を固める動きが鮮明になった。

各イノベーション拠点は、地域ごとの強みを生かした役割分担を明確にしている。海淀区は、清華大学や北京大学をはじめとする大学・研究機関とイノベーション型企業が集積する特性を背景に、世界水準のAI人材が集うイノベーションと起業の拠点形成を目指す。朝陽区は量子計算など次世代計算基盤技術に重点を置き、研究成果のエンジニアリング化と実用化を加速させる。

石景山区では、人工知能と文化産業を融合させた「AI+文化」のイノベーションクラスター構築を進める方針だ。北京経済技術開発区は、具身知能(エンボディドAI)をはじめとする先端分野に注力し、知能化技術と製造業を深く結び付けた新たな産業モデルの形成を図る。

北京市は今後、技術革新の促進に加え、データ活用支援、インフラの高度化、人材の育成・確保と

いった面で企業支援を一段と強化する。多層的な施策を通じて AI 分野のイノベーション・エコシステムを活性化し、国際競争力を備えた AI 産業拠点の構築を加速させる方針である。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 1 月 21 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145272

【華東地域】

★★★3. 特許取得がわずか 85 日に短縮 江蘇省が広域調整システムを運用開始★★★

江蘇省において、特許予備審査の人的・物的資源を省内で広域的に調整する新たな仕組みが初めて活用され、迅速な権利化が実現した。江蘇恩華薬業が出願した 2 件の特許が、地域をまたぐ予備審査調整を経て、国家知識産権局から正式な特許権を取得した。これは、「特許出願に対する精密なサービスを通じたイノベーション支援」を目指す試行プロジェクトにおいて、江蘇省が全国に先駆けて成果を上げた事例と位置付けられる。

江蘇省は、同試行プロジェクトの第一陣指定地域として、省知識産権局の下に省知的財産保護センターを基盤とする「特許予備審査調整センター」を設置した。同センターは省内全域をカバーし、特許予備審査に関する広域的な調整と共同管理を担う。迅速な対応とリソース共有を特徴とする新しい特許出願支援体制の構築を進めている。

今回の事例では、徐州市に本拠を置く恩華薬業の 2 件の発明について、同市の知的財産保護センターが担当する予備審査の対象分野に該当しなかったため、企業が調整センターへ広域調整を申請した。センターは直ちに調整手続きを開始し、当該技術分野の審査能力を持つ泰州市知的財産保護センターへ案件を振り分けた。予備審査を通過した後、案件は迅速審査ルートへ移行し、出願から権利化までの期間はわずか 85 日間に短縮された。

この事例は、省内に散在する特許予備審査のリソースを柔軟かつ効率的に活用することで、審査効率の向上とリソース配分の最適化を同時に実現できる可能性を示した。省知識産権局は今後も試行事業を発展させ、特許予備審査リソースの広域的な統括・調整メカニズムをさらに整備し、省全体の知的財産保護・サービス体制の高度化を図る方針である。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 1 月 20 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zl/202601/1994829.html>

★★★4. 安徽省、海外知財紛争対応に関する初の省級地方標準を策定★★★

蕪湖市知的財産保護センターと安徽省知的財産事業発展センターなどが主導して策定した安徽省地方基準「海外知的財産紛争対応指導業務規範」がこのほど正式に公布され、2 月 5 日から施行される。海外知的財産紛争への対応指導に特化した省レベルの地方基準が制定されるのは安徽省として初めての取り組みとなる。

同規範は、海外知財紛争への対応プロセスを体系的に整理し、実務経験を十分に反映させた内容となっている。海外知財紛争対応指導業務について、基本要件から情報収集、専門家人材の活用、広報・研修、そして具体的な紛争対応指導の進め方までを詳細に規定し、実践的な適用性を重視した構成が

特徴だ。

海外知的財産紛争は、類型が多様で手続きも複雑であり、高い専門性が求められる分野である。同規範の施行により、省内の海外知財紛争対応指導機関には、標準化され専門性の高い対応フローが明確に示される。また、様々なイノベーション主体には、より確固とした知的財産保護の指針が提供されることになる。これにより、海外紛争対応に要するコスト抑制が期待されるとともに、企業の高度な海外展開を制度面から支える基盤の整備が進むと見込まれている。

(出典：中国知識産権资讯网 2026 年 1 月 16 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145196

【華南地域】

★★★5. 広東省、データ知的財産権の価値評価ガイドラインを試行導入★★★

広東省市場監督管理局はこのほど、国家金融監督管理総局広東監管局と共同で「広東省データ知的財産権価値評価ガイドライン（試行）」（以下、ガイドライン）を公表した。データ知的財産権の取引・運用や質権設定による融資などにおける価値評価の参考基準を示すもので、データ要素の市場化を後押しする狙いがある。

ガイドラインは、評価プロセスの標準化、評価手法の明確化、指標体系の構築という三つの観点から、データ知的財産権の価値評価に関する包括的な枠組みを示している。

評価対象については、広東省のデータ知的財産権に関する証拠保存登録プラットフォームおよび深セン市データ知的財産権登録システムに登録され、証明書を取得したデータ知的財産権に限定することを明確化し、評価の正確性と適法性を確保した。また、評価原則として、適法性、客観性、科学性、開放性の四原則を掲げ、評価の全過程に適用することで、結果の信頼性と権威性を担保するとしている。

指標体系の構築にあたっては、データ知的財産権の多様な特性に対応するため、コストアプローチ、収益アプローチ、市場アプローチ、総合アプローチの四つの評価手法を提示し、さまざまな活用場面をカバーする仕組みとした。

広東省市場監督管理局は今後、ガイドラインの普及と実施を継続的に進めるとともに、事業者による評価基準の適正な活用を指導する方針である。あわせて、データ知的財産権の評価機関に対する監視管理を強化し、データ知的財産権の活用の規範化を通じて、金融イノベーションとデジタル経済の発展を促進していくとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 1 月 20 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gd/202601/1994827.html>

【その他地域】

★★★6. 西安市、知財担保融資ニーズを募集 企業成長を資金面から支援★★★

西安市知識産権局は、市内企業を対象に知的財産権を活用した担保融資のニーズ募集を開始した。募集期間は 1 月 31 日までであり、終了後も継続的に融資関連の相談を受け付ける方針である。

同局の担当者は、「企業の成長過程で直面する資金調達の課題に着目し、知財担保融資への具体的な需要を的確に把握したい。その上で、行政と金融機関、企業をつなぐ対話の場を設け、資本と企業ニーズの効率的なマッチングを促進し、企業の技術革新と成長を後押しする」と説明している。

今回の募集対象は、特許権や商標権などの知的財産権を保有する西安市内の中小・零細技術系企業である。応募項目には、希望融資金額や期間、資金使途のほか、企業が保有する知的財産権の状況、担保として提供を予定する知的財産権の詳細などが含まれる。

同局は、寄せられた融資ニーズを分析・整理した上で、適切な時期に市場監督管理部門や金融機関、投資機関と連携し、「銀企マッチング会」や政策説明会、融資相談会などを開催する計画である。特に、特許の実用化・事業化が期待されるプロジェクトについては、重点的に紹介とフォローアップを行うとしている。

(出典：中国保護知識産権網 2026 年 1 月 19 日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/shanxi/202601/1994800.html>

★★★7. 重慶市、知財ビジネス環境の最適化へ試行方案を発表 市場化と国際化を推進★★★

重慶市知識産権局は、市教育委員会、市科学技術局、市市場監督管理局、市地方金融監督管理局と共同で、「重慶市知的財産分野におけるビジネス環境最適化試行実施方案」（以下、「方案」）を策定・公表した。同方案は、知的財産の創造から活用、保護、管理、サービスに至る重点分野と重要段階を対象に、市場化メカニズムの整備や法制的保障の強化、知的財産サービスの国際化水準向上、政務サービスの利便性向上という四つの柱の下、計 18 項目の重点試行任務を打ち出している。

具体的には、知的財産の処分に関する自主性拡大や、特許出願前評価の普及を推進する方針を明確化した。また、国際的保護体制の高度化に向け、海外知的財産保護アライアンスの設立支援や海外向け知的財産保険の開発を奨励する。政務サービスの利用体験を改善し、知的財産公共サービスのカバー範囲を拡大することも盛り込まれた。

さらに、データ共有の深化により企業ごとの知的財産「プロフィール」を作成し、政策助成、知的財産権担保融資、リスク予測など、各種資源を企業ニーズに応じて的確に結び付ける仕組みの構築を目指す。

今後、市知識産権局は関係部門と連携し、同方案に基づく各施策を統括的に推進するとともに、効果的な取り組みや優良事例を共有し、知的財産分野の高品質な発展を後押ししていく方針である。

(出典：国家知識産権網 2026 年 1 月 14 日)

https://www.cnipa.gov.cn/art/2026/1/14/art_57_203643.html

○ 司法関連の動き

★★★1. 全国検察機関、昨年 1～11 月の知財侵害犯罪で 1 万 7000 人を起訴★★★

1 月 19 日、全国検察長会議が北京で開催され、2025 年における検察活動の状況が報告された。会議では、検察機関が市場経済秩序の維持に積極的に取り組み、経済・金融の安全確保や、法に基づく良好なビジネス環境の構築を進めていることが示された。

会議で公表されたデータによると、昨年1月から11月までの間に、市場経済秩序侵害に関する犯罪で起訴された者は12万3000人に上り、前年同期比2%の増加となった。

また、新質生産力の成長を支える司法的保障も強化されている。最高人民検察院は最高人民法院と共同で、知的財産侵害に関する刑事事件の取扱いについて司法解釈を策定し、知的財産の刑事保護に関する典型事例を公表した。昨年1月から11月までに、知的財産侵害犯罪として起訴された者は1万7000人に達した。

このほか、国家版權局などとの連携により、重大な権利侵害・海賊版事件57件について重点的な監督・指導を実施した。また、知的財産に関する民事・行政・公益訴訟事件3223件を処理し、イノベーション主体の正当な権利保護に努めた。

さらに、悪意のある知的財産訴訟に対する特別監督を強化し、国家知識産権局などと連携して知的財産代理業界の特に問題のある行為への是正活動を実施するなど、健全なイノベーション環境の構築を後押ししている。

(出典：中国保護知識産権網 2026年1月20日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/sfjg/jc/jg/zgrmjcy/202601/1994839.html>

★★★2. 全国高級法院院長會議が北京で開催 不正競争・知財侵害の司法対応を強化★★★

中国全国の高級法院院長會議が1月19日に北京で開催された。會議で示された2025年の司法動向によると、刑事第一審事件の受理件数は全体として減少傾向が続く一方、市場経済秩序を破壊する犯罪事件は2.2%増加した。特に営業秘密侵害など不正競争をめぐる民事事件は10.6%増え、市場秩序に関する司法需要の高まりが顕著となった。

會議では、市場の公正な競争秩序を維持するため、誠実信用原則に背き市場ルールを違反する行為に対し、法に基づき相応の代償を課す必要性が強調された。また、過度な競争に陥るいわゆる「内巻型」競争を是正する司法アプローチの研究を進め、独占禁止および不正競争防止に関する司法を強化することで、公平で秩序ある健全な競争環境の構築を目指す方針が示された。

さらに、科学技術・産業政策を司法面から確実に支え、知的財産権の司法保護を一段と強化し、技術革新と産業革新の深い融合を促すと明言した。2025年には、知的財産権をめぐる契約紛争が前年比30.4%増、権利帰属や侵害に関する紛争も3.7%増加しており、技術革新の活発化を反映するとともに、司法への期待と需要の高まりを示すものと位置付けた。

會議では、証拠保全や行為保全、侵害停止命令、懲罰的損害賠償といった法的手段を適切に活用し、権利者の救済を確実にするとともに、侵害行為を厳正に抑止する必要性を強調した。加えて、虚偽訴訟や悪意ある訴訟、訴権の濫用を法に基づいて規制し、知的財産権に関する複数事件の一括審理指針を着実に運用することで、イノベーションの秩序を維持する方針を示した。共同研究開発や人材流動に関連する紛争については、実質的な紛争解決と技術成果の活用促進、さらに双方にとって利益となる判断を目指すとしている。

(出典：中国法院網 2026年1月20日)

<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2026/01/id/9159993.shtml>

★★★3. 中国法院、2025年の知財民事一審が47万件超 ★★★

中国最高人民法院はこのほど、2025年の司法裁判活動に関する主要データを公表した。これによると、人民法院が受理した第一審の知的財産権に関する民事事件は47万件余りに上り、前年から5%超増加した。

同年に受理された刑事第一審事件は100万件余りで、確定判決を受けた被告人は140万人余りとなった。事件数、被告人数はいずれも前年を下回り、刑事分野では減少傾向が続いた。一方、民商事分野では第一審事件が2000万件余りと、前年比で11%超の増加を記録した。

とりわけ涉外の民商事案件の増加が顕著である。涉外民商事一審事件は約4万件に上り、前年からほぼ5割増と大幅に伸びた。裁判所は涉外司法の効率と専門性を高め、中国内外の当事者を法の下で平等に保護する姿勢を鮮明にしている。最高人民法院は、こうした取り組みを通じて、「一帯一路」構想の高品質な発展と、より高水準の対外開放を司法面から支える方針を示している。

(出典：中国法院網 2026年1月19日)

<https://www.chinacourt.cn/article/detail/2026/01/id/9158896.shtml>

○ ニセモノ、権利侵害問題

【その他地域】

★★★1. 遼寧省公安当局、知財侵害犯罪への取締りを強化 全プロセス型対策体制を構築★★★

遼寧省の公安機関は今年、「崑崙」「安芯」などの重点取組を引き続き推進し、知的財産分野における違法犯罪への取締りと是正を一層強化する方針である。科学技術イノベーション、産業発展、民生の安全、文化の振興という四つの重点分野を軸に市場秩序と市民の権益の保護に注力する。

具体的には、営業秘密の侵害、偽造・模倣食品・医薬品や消防用機器の製造・販売、インターネット上の著作権侵害・海賊版行為、対外貿易分野における模倣・劣悪商品など、社会的影響の大きい犯罪行為を重点的に取り締まる。

近年、知財侵害犯罪が高度化・巧妙化している状況を踏まえ、遼寧省の公安機関は今年、全プロセス・全要素をカバーする取締りモデルの構築を重点課題としている。迅速な対応を中核に据え、企業からの訴求の受理、分類、処理、結果のフィードバックまでを一体化したクローズドループ型の対応体制を整備し、各種要望への迅速かつ効率的な対応を確保する。

あわせて、科学技術と情報化手段の活用を強化し、高度な技術要素を伴う知的財産事件への対応能力と処理の質の向上を図る。さらに、公安機関は知財主管部門、検察機関、裁判所との連携を深化させ、協力メカニズムを充実させる方針である。取締りの強化と適正な法執行を両立させ、厳格かつ規範的で公正な執行を通じて、公正競争の市場環境を守っていく構えだ。

(出典：中国保護知識産権網 2026年1月20日)

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/ln/202601/1994834.html>

★★★2. 鄭州税関、知財保護を強化 侵害品5万件超を阻止★★★

河南省の鄭州税関は、知的財産権の保護を貿易の安定と高度化を図る重要な手段と位置づけ、輸出入の現場で侵害品や模倣品の取り締まりを強化している。これにより、「中国製造」の海外展開を後押しする。

同税関は「龍騰行動」をはじめとする一連の特別活動を継続的に実施し、越境電子商取引や市場調達型貿易などの新たな取引形態における知財侵害行為への対応にも力を入れる。小口分散輸送によって摘発を免れようとするいわゆる「蟻の引っ越し」型の手口に対しても厳正に対処し、輸出入侵害行為への高圧的な取締り態勢を維持している。2025年には、輸出入通関段階で5万点を超える各種侵害商品を差し止めた実績がある。

さらに同税関は、地域産業の発展状況や特色を踏まえ、知的財産に関する企業育成にも積極的に取り組む。太陽光発電製品、リチウム電池、電気自動車（EV）といった「新三様」分野や、新質生産力、未来産業などに携わる企業に対し、ニーズ分析を行い、「一社一策」による個別支援を実施している。

具体的には、企業に対し税関での知的財産登録を促すとともに、権利保護戦略の策定や改善を支援している。統計によると、河南省で税関登録を行った権利者は531社、登録された権利標識は1028件に上り、地域の産業革新と企業の海外進出を支える重要な基盤となっている。

（出典：中国保護知識産権網 2026年1月19日）

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/hn/202601/1994813.html>

○ 中国企業のイノベーションと知財動向

★★★1. 中国企業、5G必須特許の世界シェア42%に到達 6G開発は第二段階へ移行★★★

中国國務院新聞弁公室は1月21日の記者会見で、2025年における工業・情報化分野の発展成果を明らかにした。出席した工業・情報化部の責任者は、通信インフラや人工知能、次世代技術分野において、中国が世界をリードする体制を着実に築いていると強調した。

通信分野では、国内に設置された5G基地局が483万8千基に達し、全国すべての郷・鎮と行政村の95%で5G通信が利用可能となった。技術面でも優位性が際立ち、中国企業が保有する5G標準必須特許（SEP）は世界全体の42%を占めている。次世代通信である6Gについては、第1段階の技術試験をすでに完了し、300件を超える重要技術を蓄積した。近く第2段階の技術試験に着手する予定だ。

人工知能分野では、国内企業が複数のAIチップを相次いで投入し、スマート計算能力の規模は1590EFLOPSに拡大した。高品質な業界向けデータセットの整備も進み、国産の大規模言語モデルは世界のオープンソース・エコシステムを牽引する存在となっている。関係機関の推計によれば、2025年末時点のAI関連企業数は6千社を超え、中核産業の市場規模は1兆2千億元（1元は約22.7円）を突破する見通しである。

ロボット分野でも成長が続く。国内の完成機メーカーは140社を超え、人型ロボット製品は330種類以上が市場に投入された。工業・情報化部は今後、人型ロボットの技術革新と高度化を一段と進め、この分野を突破口として、エンボディドAIを中心とする関連産業全体の発展を促していく方針である。

(出典：中国政府網 2026 年 1 月 21 日)

https://www.gov.cn/zhengce/202601/content_7055631.htm

★★★2. 成都「科創生態島」、先端技術の実証拠点に 未来産業 50 社超が集結★★★

四川省成都市の天府新区にある「科創生態島」で 2026 年初頭、ロボット、マシンビジョン、バイオテクノロジー分野の企業 3 社が新たに入居した。これにより島内の企業数は 50 社を超え、先端産業の集積と相乗効果が一段と高まっている。

同島は、四川省が推進する「イノベーション・産業・資金・人材」の 4 要素を融合させる先進的なプラットフォームとして整備された。四方を水に囲まれた島内には、研究開発から試作、展示、起業支援までの機能が集約され、稼働から 2 年余りで、実用的な応用シーンを起点とした技術成果の社会実装モデルの確立を探っている。

島内では先端技術が日常的に活用される。スマートフォンで注文したコーヒーは約 10 分でドローンが届け、低空物流の安定性と精度を検証する実証の場となっている。鹿溪河では、L4 レベルの自動運転技術を備えたスマート遊覧船が約 2 キロにわたる無人航行を実現する。案内や巡回、情報発信を担う多様なロボットも稼働し、実環境下でのアルゴリズム最適化に役立っている。

同島は、実際のニーズに基づき企業に開放された「試験場」として整備された。無人警備車や無人シャトルバス、ビル内のインテリジェント配送など、新技術・新製品が次々と導入されている。広目科技が開発した無人警備車には、メンテナンスフリーで低摩耗、難燃性を備えたポリウレタン製新素材タイヤが採用されており、この素材開発企業の盛徳高（成都）科技は、同島での出会いをきっかけに協業と製品実用化を果たした。

運営側によると、過去 1 年間に 200 回以上の科学技術イベントを開催し、100 を超える応用シーンを開放した。このうち 38 件はすでに実証運用段階に入っている。現在、W7 ビルに入居する企業の約 13%がユニコーン企業であり、「隠れチャンピオン」や専精特新型「小巨人」企業の割合は 5 割に達する。科創生態島は、未来産業の技術検証と社会実装を担う重要拠点として、その存在感を着実に高めている。

(出典：中国知識産権資訊網 2026 年 1 月 19 日)

https://www.iprchn.com/cipnews/news_content.aspx?newsId=145224

★★★3. 寧波、知財ポートフォリオの証券化に成功 11 社の 87 件を担保に★★★

寧波市市場监督管理局（知的財産局）と同市ハイテク産業開発区管理委員会が共同で推進する「現代産業知的財産 1 号資産担保証券化特別プラン」がこのほど、深セン証券取引所で発行された。同市において全分野の知的財産を対象とする証券化商品が発行されるのは初めてであり、デジタル人民元を用いた知的財産証券化に続く新たな資金調達手段として注目される。単一資産から複合的な知的財産ポートフォリオへの転換を実現した点が特徴だ。

本プロジェクトには 11 社のハイテク企業が参加し、各社が保有する特許、商標、著作権、データ知的財産権、集積回路など計 87 件の知的財産が担保として組み入れられた。従来の単一資産に依存

する枠組みを超え、知的財産の複合的価値を引き出し、技術革新企業の資金調達手段を広げた。

特別プランの発行規模は1億4500万元（1元は約22.7円）、期間は1年で、企業側の実質的な総合資金調達コストは年率2%を下回った。これは一般的な知的財産担保融資と比べて約4割の低減となる。対象企業は、グリーン石油化学、新エネルギー自動車、先端設備、新素材、次世代情報技術、人工知能・ロボットといった現代産業クラスターを構成する分野にわたる。

調達された資金は技術開発や事業拡大に充当され、ロボットやスマート設備分野への転換を加速させる。複数企業の資金ニーズを標準化された証券商品として束ねるこのモデルは、重点産業の高度化に向けた効率的で低コストの新たな金融ルートを開くものとして期待が寄せられている。

（出典：国家知識産権戦略網 2026年1月15日）

<http://www.nipso.cn/onewsn.asp?id=57063>

○ 統計関連

★★★1. 広西、登録商標60万件を突破 ブランド力が飛躍的向上★★★

国家知識産権局商標局が公表した最新データによると、広西チワン族自治区の有効登録商標数が60万件の万台を突破した。これは「第13次五カ年計画」期末（2020年末）時点の約2倍に相当し、商標登録が量的にも質的にも飛躍的に成長したことを示している。

ブランド価値の向上も目覚ましい。広西からは13の商標が「中国で最も価値のあるブランド500」に選出され、ブランド総価値は前年比58.7%増の3233億3900万元（1元は約22.7円）に達した。地理的表示の保有件数は累計360件に上り、このうち12件が中国地域ブランド上位100に入選した。同ランキングでは3年連続で全国第2位を維持している。こうした実績を背景に、広西では商標と地理的表示の「両輪」を活用したブランド戦略の枠組みがほぼ確立され、経済の高付加価値化に向けた推進力が着実に強まっている。

ブランドの海外展開も積極的に推進している。中国ブランドデーや中国・ASEAN博覧会などの機会を活用し、国際的な認知度向上を図る。現在、12件の地理的表示が中国とEUの相互承認リストに収録されている。

今後、広西はブランド戦略の深化を図るとともに、知的財産公共サービスの充実や地理的表示の生産から流通までの全チェーンにおける保護強化を進める方針である。「広西製造」や「広西の特色ある製品」を「広西ブランド」として昇華させ、市場化・法治化・国際化が進んだビジネス環境の整備を通じて、地域経済の高品質な発展を後押ししていく考えだ。

（出典：中国保護知識産権網 2026年1月19日）

<https://ipr.mofcom.gov.cn/article/gnxw/zfbm/zfbmdf/gx/202601/1994822.html>

【配信停止】

配信停止を希望される場合は、下記のURLにアクセスの上で「Unsubscribe」ボタンを押して下さい。

https://www.jetro.go.jp/mail5/u/1?p=tTW_GIj5ntM53_3CF1ZAZAZ

【新規登録・配信先変更】

新規登録や配信先を変更したい場合は、以下のサイトより E メールアドレスをご登録ください。
なお、従来のアドレスへの配信が不要な場合には、別途、上記の配信停止が必要になりますのでご注意ください。

https://www.jetro.go.jp/jetro/overseas/cn_beijing/mail.html

【バックナンバー】

過去に配信したメルマガについては、以下にてご覧いただけます（※更新頻度は四半期に一度程度となります）。

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/cn/ip/ipnews/archive.html>

【ご感想・お問い合わせ】

本ニュースレターに対するご感想・お問い合わせ等がございましたら下記までご連絡下さい。

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

TEL : +86-10-6528-2781

E-Mail : pcb-ip@jetro.go.jp

【著作権】

本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。

本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。

【免責】

ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行ってください。

本文を通じて皆様に提供した情報の利用（本文中からリンクされているウェブサイトの利用を含みます。）により、不利益を被る事態が生じたとしてもジェトロはその責任を負いません。

【発行】

日本貿易振興機構（ジェトロ）北京事務所知的財産権部

=====
Copyright JETRO Beijing IPR Department, all rights reserved